

(参考) 用地補償総合技術業務積算基準 新旧対照表

(新)	(旧)
第1 略	第1 略
第2 積算基準	第2 積算基準
1及び2 略	1及び2 略
3 業務費の積算	3 業務費の積算
(1) 略	(1) 略
(2) 各構成費目の積算	(2) 各構成費目の積算
1) 直接人件費	1) 直接人件費
直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、関係権利者の特定、補償額算定書の照合、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉(費用負担説明)、移転履行状況等の確認及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1及び表2の区分によるものとする。	直接人件費は、打合せ協議、現地踏査、概況ヒアリング等、関係権利者の特定、補償額算定書の照合、公共用地交渉用資料の作成等、公共用地交渉(費用負担説明)、移転履行状況等の確認及び関係機関との連絡・調整で構成するものとし、表1及び表2の区分によるものとする。
なお、表2の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。	なお、表2の区分Bについては、補正率により難易度補正を行うものとする。
表1及び表2 略	表1及び表2 略
①から⑥-3まで 略	①から⑥-3まで 略
⑥-4 建物等の法令適合性の照合	⑥-4 建物等の法令適合性の照合
建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)、 <u>第61条(防火地域及び準防火地域内の建築物)</u> とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表9-4-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-4-2により行うものとする。	建物等の法令適合性の照合を行う対象法令を建築基準法第35条(特殊建築物等の避難及び消火に関する技術的基準)、 <u>第61条(防火地域内の建築物)及び第62条(準防火地域内の建築物)</u> とし、必要に応じ施設改善費用に係る運用益損失額の照合を行うもので、その区分は、表9-4-1によるものとし、各区分の直接人件費の積算は、表9-4-2により行うものとする。

表9-4-1

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性照合 (1)	木造建物 (建築基準法第61条に該当する建築物)
法令適合性照合 (2)	木造建物 (建築基準法第35条、第61条に該当する建築物)
法令適合性照合 (3)	木造建物・非木造建物 (建築基準法第35条に該当する建築物)

表9-4-2 略

⑥-5から⑩まで 略

2) 直接経費

直接経費は、次により積算するものとする。

イ 略

ロ 旅費交通費

宿泊、滞在を伴わない業務の場合の旅費交通費の積算に当たっては、直接人件費に対し、下記表の率を乗じた額を旅費交通費として積算する。

往復旅行時間にかかる直接人件費は積算上含まれているため、別途計上しない。

現地条件等により下記表によりがたい場合は、国土交通省が公表する設計業務等標準積算基準書(参考資料)第1編総則第2章積算基準第1節積算基準1-3-3を適用する。

区分	旅費交通費
用地補償総合技術業務	直接人件費の2.85%

注 旅費交通費の率は、打合せ、外業に要する費用とし、公共交通機関料金、連絡車(ライトバン)運転に係る損料、ガソリン代、高速道路等の料金等は含まれているため、別途計上しない。

3) 及び4) 略

(3) から (6) まで 略

表9-4-1

区 分	区 分 の 細 目
法令適合性照合 (1)	木造建物 (建築基準法第61条及び第62条に該当する建築物)
法令適合性照合 (2)	木造建物 (建築基準法第35条、第61条及び第62条に該当する建築物)
法令適合性照合 (3)	木造建物・非木造建物 (建築基準法第35条に該当する建築物)

表9-4-2 略

⑥-5から⑩まで 略

2) 直接経費

直接経費は、次により積算するものとする。

イ 略

ロ 旅費交通費

旅費交通費は、業務を実施するために必要な交通、滞在、運搬等の費用とし、積算に当たっては、用地調査等業務費積算基準 第3業務費の内容及び積算 1 直接原価 (2) 直接経費 ロ 旅費交通費に定めるところにより行うものとする。

3) 及び4) 略

(3) から (6) まで 略